

金とメンツのため？に

茨木労基署が相手でも嘘をつく JR 東海会社！！

6月14日、茨木労基署が大阪台車検査車両所に視察に入りました。これは、No.63で明らかにしたように、私たちの申告に基づくものでした。

私たちが茨木労基署に申告した内容は、JR 東海（大阪台車検査車両所）が点呼（場所）までの更衣時間と移動時間を労働時間とせずに、賃金の支払いを拒否していることでした。

会社は職場（総合事務所棟6階）に出勤して、面着札を扱い、ロッカールームで作業着（制服）に着替え、保護具等を着用して、点呼が行なわれる現場までの徒歩で移動し点呼を受けてください、とっていました。

私たちは、それなら徒歩や更衣時間は労働時間であり、時間外労働分の賃金が支払われなければならない！と考えました。

しかし会社は、今まで賃金の支払いを行ってきませんでした。

ところが、私たちに法律違反を指摘され、未払い賃金を請求された JR 東海会社は、私たちの請求に応じないばかりか、茨木労基署には嘘の説明を行ったのです！

JR 東海会社は茨木労基署に対して

面着札（総合事務所棟6階）は強制ではありません。

ロッカールーム（総合事務所棟6階）で作業着（制服）に着替えなければならないなど指示していません。

などと嘘を言っているのです！！皆さんこんなこと聞いたことありますか？！

その他方で JR 東海台車検査車両所の管理者は、今まで面着札の横に掲示してあった「面着札の取説」をこっそり撤去しました。

それだけではありません、舌の根も乾かないうちから管理者が社員に対して、面着札を指示ではなく、お願いとして扱うように言ってきています。

これらの事実を知らない多くの社員は今も変わらず、職場（総合事務所棟6階）に出勤して、面着札を扱い、ロッカールームで作業着（制服）に着替え、保護具等を着用して、点呼が行なわれる現場まで移動しています。

私たち JR 東海労は、対象者全員の更衣時間・移動時間の未払い割増賃金の支払いを求めて闘います！